最終更新日：2017年7月10日

センコーグループホールディングス株式会社

代表取締役社長 福田 泰久
問合せ先：センコー株式会社　総務部 ＴＥＬ：０６-６４４０-５１５５（代表）

証券コード：9069

http://www.senkogrouphd.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社グループは、コーポレート・ガバナンスの充実が企業存立の基盤であり、経営の最重要課題の一つであるとの認識のもと、人を育て、人々の生活を支援する公共性の高い事業に取り組んでいる企業グループとして、コンプライアンス（法令遵守）に徹した企業行動に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4-1-3】
当社は、経営理念や経営戦略を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、管理職を対象とした研修の継続的開講、グループ会社経営者としての経験蓄積、多様な部門を経験することによる新たな知識・技能の獲得等を通じ、次世代の経営陣幹部の育成に取り組んでおります。

【補充原則4-10-1】
当社では2名の独立社外取締役を選任しており、取締役会の過半数には達しておりませんが、各独立社外取締役とも、専門的な知識と豊富な経験に基づき、社内・社外の様々な関係性から独立した立場で、重要な事項の検討にあたり取締役会の場において必要に応じ適宜、関与・助言を行っております。

【補充原則4-11-3】
当社の取締役会は、当社の事業に精通した人材に加え、広い知見を有する2名の社外取締役を選任しており、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、かつ多様性と適正規模を両立させた形で構成されております。
このような構成のもと、上程された議題について自由かつ活発な議論が行われており、実効性の高い監督を行っているものと判断しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

「コーポレートガバナンス・コード」における基本原則・原則・補充原則の全７３項目に対する当社の取組み状況や考え方について、「コーポレートガバナンス・コード各原則への取組みについて」として、とりまとめ、公表しておりますので、当社ウェブサイトをご参照ください。

http://www.senkogrouphd.co.jp/ir/governance/

2．資本構成

外国人株式保有比率 更新	20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	19,890,700	13.01
旭化成株式会社	11,676,726	7.64
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	8,403,400	5.50
積水化学工業株式会社	6,785,900	4.44
センコーグループ従業員持株会	6,316,743	4.13
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	5,445,615	3.56
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	4,252,000	2.78
J.P.MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A.	4,102,100	2.68
いすゞ自動車株式会社	4,039,689	2.64
NORTHERN TRUST CO. (AVFC)	3,626,673	2.37

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	陸運業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
飴野　仁子	学者											
杉浦　康之	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
飴野　仁子	○	当社グループは、社外取締役の飴野仁子氏の勤務先である関西大学に寄付を行っておりますが、当該寄付の規模等に照らして、株主、投資者判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	飴野氏は、大学教授という専門知識と経験を生かして当社の経営に中立的な立場からご意見をいただくために、当社の社外取締役にふさわしいと判断し、選任しています。また、同氏と当社の間には特別な利害関係は存在しないことから、当社との関係において「独立性」を備えており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しています。

杉浦　康之	○	社外取締役の杉浦康之氏は、当社グループの取引先である三菱商事株式会社に顧問として在籍されておりますが、取引の規模等に照らして、株主、投資者判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	杉浦氏は、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い見識を生かして当社の経営に中立的な立場からご意見をいただくために、当社の社外取締役にふさわしいと判断し、選任しています。また、同氏と当社の間には特別な利害関係は存在しないことから、当社との関係において「独立性」を備えており、一般株主との利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人との間で監査計画の確認を行い、四半期毎に当社及び連結子会社等の監査結果の報告を受け、また、必要に応じ報告を求めるなど、相互の情報・意見交換を行い、連携を密にして監査の実効性と効率性の向上に努めております。また、内部監査部門である監査室より、当社グループにおける法令遵守、業務運営体制、リスク対策等の状況についての監査報告を受け、必要に応じ調査を求めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
吉本　惠一郎	他の会社の出身者													
安光　幹治	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

吉本　惠一郎	○	社外監査役の吉本惠一郎氏は、当社グループの取引先であるチッソ株式会社に使用人として在籍されていましたが、取引の規模等に照らして、株主、投資者判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	吉本氏は、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い見識を有し、当社の社外監査役にふさわしいと判断し、選任しています。また、同氏と当社の間には特別な利害関係は存在しないことから、当社との関係において「独立性」を備えており、業務執行から独立した立場であることから、一般株主との利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しています。
安光　幹治		社外監査役の安光幹治氏は、当社グループの取引先である積水ハウス株式会社に使用人として在籍されていましたが、取引の規模等に照らして、株主、投資者判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	安光氏は、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い見識を有し、当社の社外監査役にふさわしいと判断し、選任しています。また、同氏を独立役員に指定しておりませんが、一般株主との利益相反の生じるおそれはないと考えています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬には、単年度の業績に加え、業績への各人の貢献度などの諸事情を勘案して決定される業績連動給（賞与）及び業績連動型株式報酬制度を導入しております。
また、従来の役員退職金制度を廃止するとともに、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的に継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的として、株式報酬型ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の監査役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明 更新

ストックオプションの付与対象者は当社取締役、監査役、執行役員、常務理事、ならびに子会社取締役、監査役、執行役員、常務理事です。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役に支払った報酬額　9名　340百万円（社外取締役を除く）
監査役に支払った報酬額　2名　38百万円（社外監査役を除く）
社外役員に支払った報酬額 4名　45百万円
（注）有価証券報告書（平成29年6月28日提出）記載

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社役員の報酬は、基本報酬、業績連動型株式報酬制度、株式報酬型ストックオプション及び、業績連動給（賞与）から構成されております。具体的な金額は社内規程に基づき、基本報酬及び株式報酬型ストックオプションは当該役員の役位により、また業績連動型株式報酬制度及び業績連動給は単年度の業績に加え、業績への各人の貢献度などの諸事情を勘案し決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役が出席する取締役会その他重要な会議については、原則として事前に資料を配布したうえで、要請に応じて事前説明を行っております。
また、社外監査役や監査室（内部監査部門）は、重要書類の閲覧や各部門責任者へのヒヤリングを実施できる体制を整えております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

（1）当社の取締役会は、毎月1回以上開催しており、法令で定められた事項の他、経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行を監督する機関として位置付けております。また、当社は、取締役、執行役員及び重要な使用人が適切かつ効率的に職務を執行するために、取締役会規程及び職務権限規程を定め、権限と責任を明確にすると共に、業務執行状況の検証を行い、より透明度の高い経営の実現を図っております。
（2）当社グループはグループ全体のＣＳＲ（企業の社会的責任）経営を推進するため、コンプライアンス、企業倫理、危機管理、環境推進、社会貢献推進の各委員会とそれを統括するＣＳＲ推進委員会を設置しております。
また、グループの安全環境レベルの向上を図るためにグループ安全環境委員会、グループの内部統制活動を継続し高度化を図るために内部統制委員会を設置しております。
（3）監査役は、取締役会に出席し、取締役の業務執行を客観的立場から監視するとともに、監査室及び会計監査法人（大手前監査法人）と連携し、子会社も含めたコンプライアンスの徹底を図ると共に厳正な監査を実施しております。
（4）当社は、会計監査人として大手前監査法人と会社法に基づく監査契約及び金融商品取引法に基づく監査契約を締結し、適宜会計に関する指導を受けております。業務を執行した公認会計士は3名、監査業務に係る補助者は公認会計士8名です。
（5）監査室は、リスク対策等の状況の検証、業務運営の状況把握とその改善、適切な業務運営体制の確保を目的として、当社及び当社子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査役へ報告しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社における社外取締役は、豊富な経験と幅広い見識に基づき当社グループの経営全般を監督して頂くことで当社取締役会の経営監督機能の強化を図るために選任されており、中立の立場から客観的に意見を表明し、代表取締役及び他の取締役に対して忌憚のない質問をするとともに、意見を述べることをその役割としております。
また、当社における社外監査役は、監査体制の独立性及び中立性を一層高めるために選任されており、中立の立場から客観的に監査意見を表明し、代表取締役及び取締役会に対して忌憚のない質問をするとともに、意見を述べることをその役割としております。社外監査役は代表取締役との定期的な意見交換会を実施するとともに、適宜、支店、営業所、グループ会社等の現場往査を行っております。また、取締役会に出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、企業経営等の豊富な経験に基づいた意見を述べております。
以上のように、当社では、社外取締役及び社外監査役による経営の監査機能が十分に機能するコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社の株主総会は、株主への正確な情報提供の観点を考慮し、最大限慎重に準備を進めるとともに、株主との建設的な対話の充実を図るため、いわゆる集中日よりも早く開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットを利用し、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権を行使することができます。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	英文の招集通知（抄訳）を作成し、当社ウェブサイトにて提供しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表後、中間決算発表後に決算説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年一回、代表取締役社長が海外投資家への個別訪問を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時開示情報、経営方針・戦略、決算説明会補足資料、ＳＥＮＫＯ ＲＥＰＯＲＴ（旧・事業報告書）、アニュアルレポート等を当社ホームページ（http://www.senkogrouphd.co.jp/）に掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	広報室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	車輌の低公害化、エコドライブ等による環境負荷軽減、モーダルシフト等による環境貢献活動、環境報告書の発行・公開、公開型研修施設「クレフィール湖東」での物流業界の技術向上・交通安全教育活動を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「センコーグループ企業行動規準」において公正かつ透明な企業情報の適時・適切開示を規定しております。
その他	当社役員のうち、女性役員は取締役1名です。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ) グループ全体のＣＳＲ（企業の社会的責任）経営を推進するために、ＣＳＲ推進委員会を設け、その統括管理の下、各委員会（コンプライアンス、企業倫理、危機管理、環境推進、社会貢献）を設置しております。また、グループの安全環境レベルの向上を図るためにグループ安全環境委員会、グループの内部統制活動を継続し高度化を図るために内部統制委員会を設置しております。

(ロ) グループ全体の企業倫理・法令順守の強化に向けて「センコーグループ企業行動規準」を定め、それを推進するために各委員会を設け、周知徹底、充実を図るとともに、内部通報制度として「内部通報規程（ヘルプライン）」を定めております。

(ハ) 取締役会は、「取締役会規程」及び「職務権限規程」の定めるところに従い招集し、決議を行っております。

(ニ) 監査役は、法令及び監査役会において定める監査方針に従い、取締役及び執行役員の職務執行を監査しております。

(ホ) 監査室（内部監査部門）は、適切な業務運営体制を確保すべく、内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査役会へ報告しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び使用人の職務の執行に係る情報は、「機密管理規程」並びに「情報セキュリティ規程」に基づき、それぞれの職務に従い適切に保存、管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(イ) 当社グループが直面するリスクに対し、組織的かつ適切な予防及び善後策を講じるために、「リスク管理規程」を定め、各リスクの統括部門は、グループ全体のリスクの低減、発生時の適切な対応等に向けた規則等を制定し、周知しております。

(ロ) リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合は、当該リスクを統括する部門及びリスクの発生が予測される部門が協働して、取締役会に報告を行っております。

(ハ) 監査室は、リスク対策等の状況を検証し、代表取締役及び監査役会へ報告しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ) 取締役、執行役員及び重要な使用人が適切かつ効率的に職務を執行するために、「取締役会規程」及び「職務権限規程」を定め、権限と責任を明確にしております。

(ロ) 会社に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決定するため、会議体を組織し、審議しております。

(5) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(イ) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

グループ会社は経営報告を作成し、グループ会社統括部門、当社監査役等に提出しております。

(ロ) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

A．当社グループが直面するリスクに対し、組織的かつ適切な予防及び善後策を講じるために、「リスク管理規程」を定め、各リスクの統括部門は、グループ全体のリスクの低減、発生時の適切な対応等に向けた規則等を制定し、周知しております。

B．グループ会社においてリスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合は、当該リスクを統括する部門及びリスクの発生が予測されるグループ会社が協働して、リスクを統括する委員会に報告を行っております。

C．監査室は、グループ会社の管轄部門と連携して、リスク対策等の状況を検証し、代表取締役及び監査役会へ報告しております。

(ハ) 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

グループ会社の取締役及び使用人が、適切かつ効率的に職務を執行するために、「職務権限規程」及び「職務権限表」並びに「海外現地法人職務権限表」を定め、グループ全体の統一的な管理体制の確立を図っております。

(ニ) 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

A．グループ全体のＣＳＲ（企業の社会的責任）経営を推進するために、ＣＳＲ推進委員会を設け、その統括管理の下、各委員会（コンプライアンス、企業倫理、危機管理、環境推進、社会貢献）を設置しております。また、グループの安全環境レベルの向上を図るためにグループ安全環境委員会、グループの内部統制活動を継続し高度化を図るために内部統制委員会を設置しております。

B．グループ全体の企業倫理・法令順守の強化に向けて「センコーグループ企業行動規準」を定め、それを推進するために各委員会を設け、周知徹底、充実を図るとともに、内部通報制度として「内部通報規程（ヘルプライン）」を定めております。

C．グループ会社の取締役及び使用人は、職務の執行にあたり「職務権限規程」及び「職務権限表」並びに「海外現地法人職務権限表」を順守しております。

D．監査役は、グループ会社の監査役との連携を図り、グループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるような体制を構築しております。

E．監査室は、グループ全体の適切な業務運営体制を確保すべく、グループ会社の管轄部門と連携して監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査役会へ報告しております。

(6) 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査室所属の使用人が監査役会の職務を補助しております。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査室所属の使用人の人選等については、監査役会の意向を尊重し、当該使用人は監査役の指示に適切に対応しております。

(8) 当社の取締役及び使用人、並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

当社の取締役及び使用人、並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、法定の事項に加え、下記の事項を遅滞なく当社の監査役会に報告しております。

A．会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

B．グループ全体の内部通報制度「ヘルプライン」への通報状況

C．上記のほか監査役会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「就業規則」及び「内部通報規程（ヘルプライン）」を定め、通報者に対する不利益な取扱いを禁止しております。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行につき、費用の前払い等を請求したときは、請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことはできないものとしております。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

A．監査役は、取締役会に出席する他、ＣＳＲ推進委員会等の重要会議に出席するとともに、毎年1回、取締役、執行役員に対し、ヒアリングを行い、業務執行状況に関する確認書の提出を求めております。

B．監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深めるよう努めております。

C．監査役会は、必要に応じて、会計監査人に対して報告を求めております。

⑿ 財務報告の信用性を確保するための体制

「金融商品取引法」及びその他の法令の定めに従い、財務報告の信頼性と適切性を確保するため、財務諸表に係る内部統制システムを構築しております。また、その仕組みが適正に機能し、運用が継続されるよう評価及び是正を行っております。

⒀ 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的な勢力・団体と関係を持たず、不当な要求に屈しないことを「センコーグループ企業行動規準」に定めるとともに、不当な要求に対してはグループ全体で毅然とした対応をとります。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

⑴ 「センコーグループ企業行動規準」において「反社会的な勢力・団体と関係を持ったり、屈したりしない」ことを定め、グループの全役員・社員へ周知徹底を行っております。

⑵ 大阪府企業防衛連合協議会に加盟し、各種研修会等を通じて情報交換・情報収集を行っております。

⑶ 万が一、反社会的勢力からの不当要求等の事案が発生した場合には、顧問弁護士、警察等関連機関と連携し、毅然とした対応をとります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

当社グループは、コーポレート・ガバナンスの充実が企業存立の基盤であり、経営の最重要課題の一つであるとの認識のもと、人を育て、人々の生活を支援する公共性の高い事業に取り組んでいる企業グループとして、コンプライアンス（法令遵守）に徹した企業行動に努めております。

当社グループは、業務執行に関わる全てのリスクを適切に管理することによる安定的な収益の確保と健全な経営基盤の確立を経営上の重要課題と位置づけており、そのリスク管理体制の状況は下記の通りとなっております。

（1）当社グループが直面するリスクに対し、組織的かつ適切な予防及び善後策を講じるために、「リスク管理規程」を定め、各リスクの統括部門は、リスクの低減、発生時の適切な対応等に向けた規則等を制定し、周知しております。

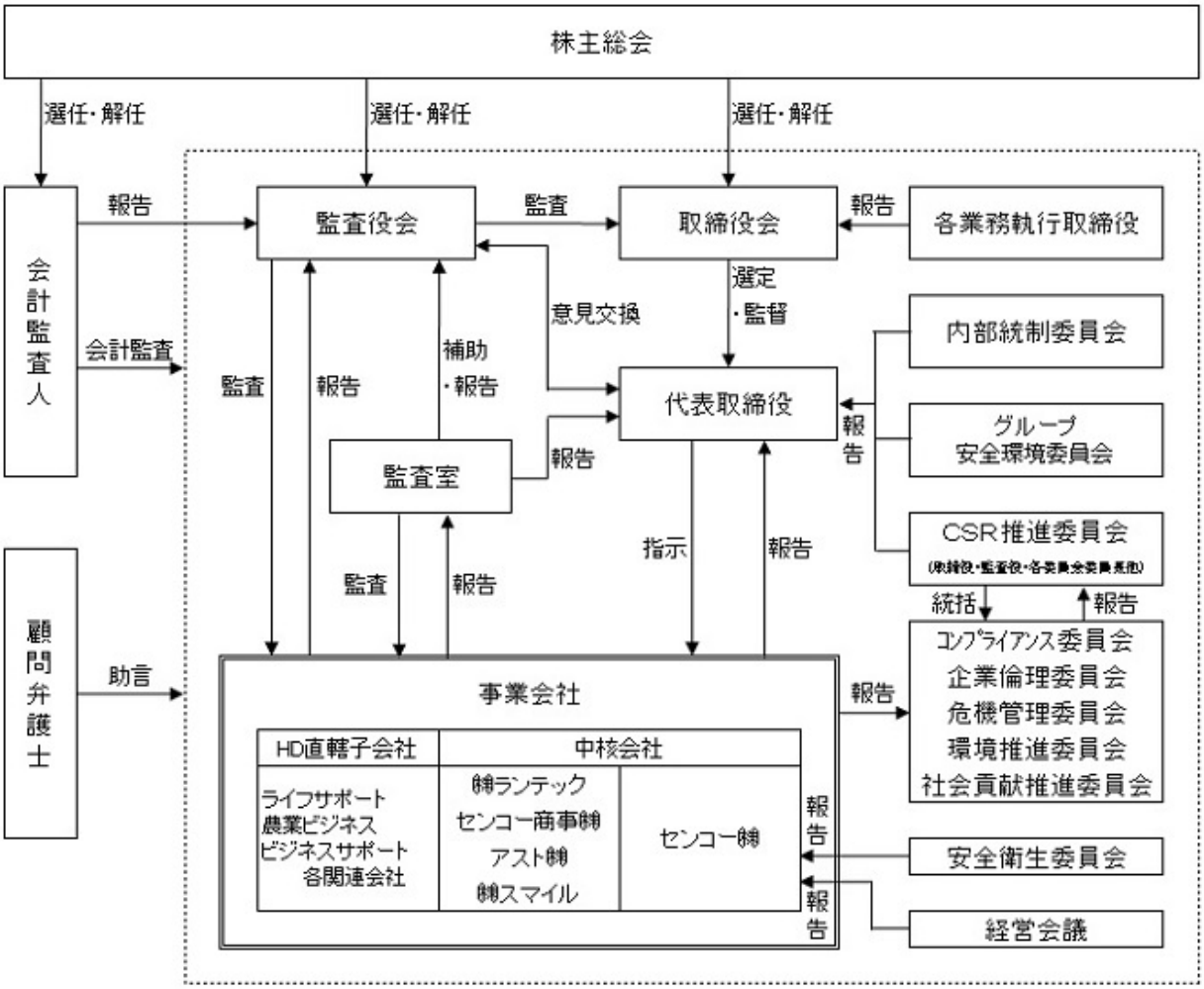
（2）リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合は、当該リスクを統括する部門及びリスクの発生が予測される部門が協働して、取締役会に報告を行っております。

（3）監査室は、リスク対策等の状況を検証し、代表取締役及び監査役会へ報告しております。

また、当社及び当社グループの会社情報の適時開示に係る社内体制は、次の通りとなっております。

（1）決定事実に関する情報（決算情報を含む）の開示については、取締役会の承認をもって開示することとなっております。当社の取締役会は、毎月1回以上開催しており、経営に関する重要事項（適時開示規則に定める決定事実の開示基準に該当する会社情報を含む）を付議し、各部門に必要な指示を行うと共に、業務執行を監督する機関として位置付けております。なお、取締役会には、社外監査役2名を含む4名の監査役も出席し、取締役の職務執行を客観的立場から監視する体制となっております。

（2）発生事実に関する情報の開示については、当社はもとより、当社グループ会社において発生した事実に関するあらゆる情報は、速やかに本社情報開示担当部門に報告され、適時開示規則の開示基準に則り、社長または担当役員の判断により、タイムリーに実施できる体制となっております。


株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
会計監査人
報告
監査役会
監査
取締役会
報告
各業務執行取締役
選定
・監督
内部統制委員会
会計監査
監査
報告
補助
・報告
意見交換
代表取締役
報告
グループ
安全環境委員会
監査室
報告
CSR推進委員会
(取締役・監査役・各委員会委員長他)
指示
報告
監査
報告
統括
報告
顧問弁護士
助言
事業会社
コンプライアンス委員会
企業倫理委員会
危機管理委員会
環境推進委員会
社会貢献推進委員会
報告
HD直轄子会社
中核会社
ライフサポート
農業ビジネス
ビジネスサポート
各関連会社
㈱ランテック
センコー商事㈱
アスト㈱
㈱スマイル
センコー㈱
報告
安全衛生委員会
報告
経営会議

【参考資料：模式図】
適時開示体制の概要模式図

